

審査基準整理票

処分名	男女共同参画センター多目的室の使用許可を受けた事項の変更等の許可		
根拠法令名	大津市男女共同参画センターの管理運営に関する規則(平成17年規則第32号)	(条項) 第6条第1項	
基準法令名		(条項)	
所管部署	政策調整部 男女共同参画センター		
標準処理期間	2 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>使用許可を受けた事項の変更の審査基準</p> <p>使用許可を受けた事項の変更等の許可に係る審査基準は、大津市男女共同参画センター多目的室の使用許可の審査基準に準じ、大津市男女共同参画センター条例第4条第4項各号の多目的室の不許可事由に該当しないことを基準とする。ただし、使用の期日の変更は、変更前と変更後の使用月が同一月である場合のみ許可するものとする。</p> <p>なお、同条例第4条第4項3号に規定する「その他センターの管理上支障があると認められるとき」とは、次の事項に該当する場合をいう。</p> <p>(1) 下記の遵守事項を守らないおそれがある場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 許可を受けた目的以外に使用しないこと。 ② 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。 ③ 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く）。 ④ 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。 ⑤ 物品を提示し、飲食物を提供し、又は印刷物、ポスター等を配布し、もしくは提示しないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く）。 ⑥ 物品の販売をしないこと（あらかじめ許可を受けた場合を除く）。 ⑦ 所定の場所以外で飲食しないこと。 ⑧ 火気を使用し、又は喫煙しないこと。 ⑨ 他の入場者に危険を与え、又は迷惑となる行動等をとらないこと。 <p>(2) その他管理運営上支障があると所長が認める場合</p>			

参 考

【根拠法令】

大津市男女共同参画センターの管理運営に関する規則

第6条 条例第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、多目的室の使用の期日その他許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、所長に申請してその変更の許可を受けなければならない。

2 略

【参考法令】

大津市男女共同参画センター条例

第4条 センターの多目的室（以下「多目的室」という。）は、センターの業務に支障がないときに限り、市長の許可を受けて使用することができる。

2 多目的室の使用の許可を受けることができる時間は、午前9時から午後5時までとし、毎時0分から始まる1時間を単位とする時間帯について許可を受けるものとする。

3 市長は、多目的室の管理上必要があると認めるときは、多目的室の使用の許可について、必要な条件を付すことができる。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的室の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 多目的室の施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

大津市男女共同参画センターの管理運営に関する規則

第4条 センターの入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターの施設又は設備等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 許可を受けずに、物品を展示し、又は印刷物、ポスター等を配布し、若しくは掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食しないこと。
- (4) センター内において喫煙しないこと。
- (5) 使用した設備、備品等を原状に復し、清掃すること。
- (6) 他の入場者の迷惑となるような行為をしないこと。
- (7) その他係員の指示に従うこと。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。